

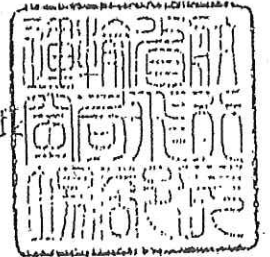


覚

書

昭和63年7月19日

運輸省航空局飛行場部



防衛施設庁施設部



運輸省及び防衛施設庁は、千歳飛行場及び新千歳空港周辺における航空機騒音に係る防音工事等の周辺対策について下記のとおり了解する。

記

- 1 防衛施設庁は、新千歳空港設置に伴い新たに必要となる周辺対策を除き、航空機騒音により生ずる障害の防止等のため、従来に引き続き、所要の措置を講じる。
- 2 将来、千歳飛行場又は新千歳空港の設置・運用等の変更により前項の見直しが必要と認められるときは、運輸省及び防衛施設庁は協議するものとする。